

基礎研 レター

地方公共団体の財政健全化について ～「平成27年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(速報)」について～

経済研究部 研究員 神戸 雄堂
(03)3512-1818 kambe@nli-research.co.jp

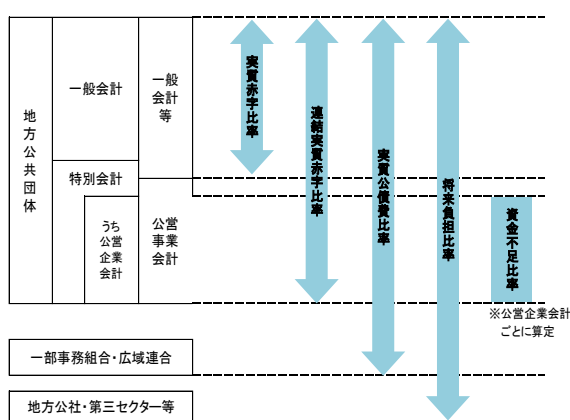
総務省が9月30日に公表した「平成27年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(速報)」を詳しく見ることで、健全化判断比率ではかられる地方公共団体の財政状況については改善していることがわかる。本稿では、その概要について紹介・解説する。

1——健全化判断比率とは、地方公共団体の財政状況の判断指標

総務省は9月30日に「平成27年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(速報)」を公表した。当概要は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、健全化法)」に基づき、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)が算定した健全化判断比率・資金不足比率を総務省がとりまとめたものであり、例年9月末に速報、11月末に確報が公表されている。

健全化法では、地方公共団体の自主的な財政健全化を促す目的で、4種類の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と資金不足比率が定められ、それぞれに対して2つの基準(早期健全化基準、財政再生基準)が設定されている¹。これらをもって地方公共団体が自らの財政状況を客観的に評価し、指標の改善に向けた取組を促す点に大きな意義がある。

健全化判断比率の対象となる会計



(資料)総務省

健全化判断比率・資金不足比率の概要

健全化判断比率	実質赤字比率	地方公共団体の「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである	フロー指標	地方公共団体が対象
	連結実質赤字比率	公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである		
	実質公債費比率	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである		
	将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである	ストック指標	
資金不足比率		公営企業の資金不足の大きさを、公営企業の料金収入の規模に対する割合で表したものである	フロー指標	個別の公営企業が対象

(資料)総務省資料をもとにニッセイ基礎研究所で作成

¹ 将来負担比率では、早期健全化基準のみが設定されている。また資金不足比率では、経営健全化基準(早期健全化基準に相当する基準)のみが設定されている。

地方公共団体は、健全化判断比率の4指標のいずれかが早期健全化基準(いわゆるイエローカード)、さらには財政再生基準(いわゆるレッドカード)以上となった場合には、財政健全化計画もしくは財政再生計画の策定及び公表、総務大臣・都道府県知事への報告と当該計画の着実な実施が必要となる。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合も同様に、経営健全化計画を定め、実施しなければならない。

なお、4種類の健全化判断比率と資金不足比率はそれぞれ集計対象が異なっており、特に健全化判断比率は地方公共団体だけではなく、地方公共団体によって設立された公営企業や第三セクターも対象としているのが特徴である。例えば、将来負担比率では「一部事務組合・広域連合」や「地方公社・第三セクター」に由来する一部負担額も含めて一般会計の将来負担額を評価するなど、健全化判断比率では地方公共団体の財政の全体像を明らかにする一方で、資金不足比率では公営企業にのみ焦点をあてている点で大きな違いがある²。したがって、地方公共団体の財政状況について論じるうえで、以下、健全化判断比率を中心に取り上げる。

2——早期健全化基準以上の団体数はここ数年、1団体で変わらず

H27 年度決算における健全化判断比率の状況は、早期健全化基準以上の団体が、実質公債費比率及び将来負担比率における北海道夕張市（実際公債費比率：76.3%、将来負担比率：632.4%）のみとなっている。

H27年度決算における健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

		都道府県(47団体)		政令市(20団体)		市区(793団体)		町村(928団体)	
		基準	抵触団体数	基準	抵触団体数	基準	抵触団体数	基準	抵触団体数
実質赤字比率	早期健全化基準	3.75%	0団体	11.25%~15%	0団体	11.25%~15%	0団体	11.25%~15%	0団体
	財政再生基準	5%	0団体	20%	0団体	20%	0団体	20%	0団体
連結実質赤字比率	早期健全化基準	8.75%	0団体	16.25%~20%	0団体	16.25%~20%	0団体	16.25%~20%	0団体
	財政再生基準	15%	0団体	30%	0団体	30%	0団体	30%	0団体
実質公債費比率	早期健全化基準	25%	0団体	25%	0団体	25%	1団体	25%	0団体
	財政再生基準	35%	0団体	35%	0団体	35%	1団体	35%	0団体
将来負担比率	早期健全化基準	400%	0団体	400%	0団体	350%	1団体	350%	0団体

(資料)総務省

また、健全化判断比率における早期健全化基準以上である団体数の推移を見ると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、H21 年度以降 0 団体を継続している。一方で、実質公債費比率については H23 年度以降、将来負担比率については H25 年度以降、夕張市 1 団体で変わっていない。

² 連結実質赤字比率には、公営企業の資金不足額も集計されている

早期健全化基準以上である団体数の推移

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
実質公債費比率	合計	20団体	12団体	4団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
	都道府県	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体
	政令市	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体
	市区	5団体	2団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
	町村	15団体	10団体	3団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体
将来負担比率	合計	3団体	3団体	2団体	2団体	2団体	1団体	1団体	1団体
	都道府県	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体
	政令市	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体
	市区	2団体	2団体	2団体	2団体	2団体	1団体	1団体	1団体
	町村	1団体	1団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体

(注) H20～26年度は確報ベース、H27年度は速報ベース
(資料)総務省

なお、資金不足比率について、経営健全化基準以上である公営企業会計数は減少傾向にある。

資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の推移

H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
61会計	49会計	38会計	36会計	20会計	18会計	13会計	10会計

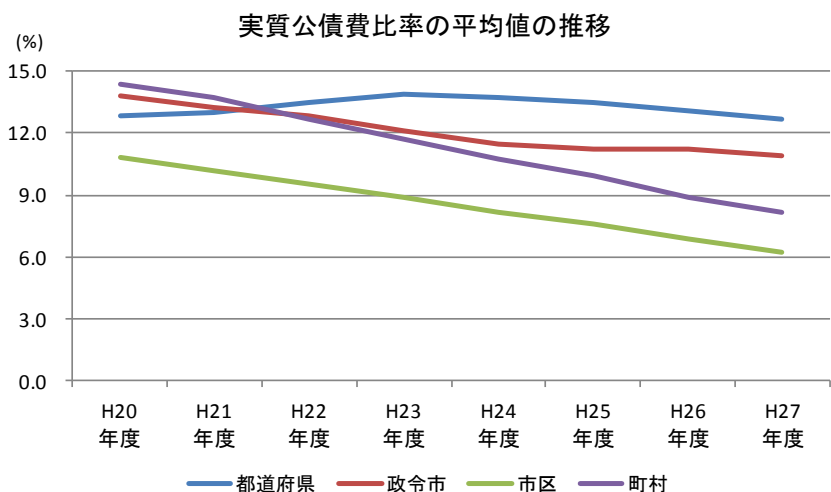
(資料)総務省

3——健全化判断比率の平均値は低下傾向

健全化判断比率において、早期健全化基準以上の団体数はここ数年変わっていない。また早期健全化基準がいわゆるイエローカードであることを踏まえると、特に財政状況が悪い団体が増えてはいないものの、地方公共団体全体として財政状況が改善しているかどうかは定かではない。したがって、もはや早期健全化基準以上の団体数だけに着目しても、何も読み取れない。

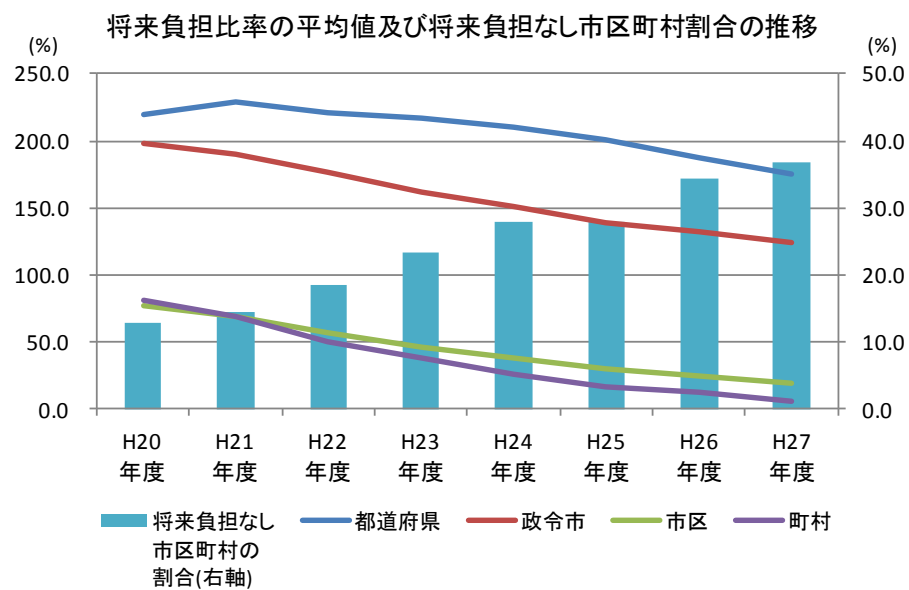
そこで、地方公共団体全体の財政状況を検証するため、団体種類ごとに健全化判断比率の平均値³の推移を見ると、実質公債費比率については、都道府県は一旦上昇したものの、H23 年度以降は緩やかに低下。政令都市は緩やかに、市区町村は顕著に低下している。

³ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字がある場合のみ定義され、全体の平均値は公表されていないため、実質公債費比率及び将来負担比率のみを対象とする。資金不足比率の平均値についても公表されていない



(資料)総務省公表資料をもとにニッセイ基礎研究所で作成

将来負担比率については、全体的に顕著に低下しており、また全市区町村に対する将来負担がない⁴市区町村の割合⁵も増加している。



(資料)総務省公表資料をもとにニッセイ基礎研究所で作成

以上のことから、健全化判断比率を見る限り、地方公共団体全体として財政状況は改善していると言える。

⁴ 将来負担比率の算定過程で分子が負もしくはゼロとなったケースを「将来負担がない」と表記した

⁵ 将来負担比率の平均値は将来負担がある市区町村のみを対象に加重平均しているため、将来負担がない市区町村の割合についても分析している

4—おわりに

健全化判断比率において、早期健全化基準以上となるような特に財政状況が悪い団体の数が増えていないだけでなく、その平均値も低下しているため、地方公共団体全体として財政状況が改善していると言える。

ただし、この改善が、本来地方公共団体が住民に提供すべき公共サービスの質の低下と引き換えにしているものであれば、真の財政健全化とは言えないだろう。特に将来負担比率の改善については、社会資本における老朽化対策の先送りという将来負担が潜在しているという懸念がある。しかし、早ければ今年から資産の老朽化度合いを把握する「資産老朽化比率」が公表される見込みであり、今後、健全化判断比率・資金不足比率に加えて、資産老朽化比率もあわせて分析することで、真の財政健全化の状況についても明らかになるだろう。